



事務連絡
平成21年3月30日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当部（局）御中
中核市

厚生労働省老健局総務課介護保険指導室

業務管理体制の整備に伴う届出業務に関する事務処理等について

介護保険法の改正に伴い、介護サービス事業者は法令遵守等の業務管理体制を整備し、所管行政機関に届け出ることとされたが、今般、届出業務に当たっての留意点を以下のとおり取りまとめたので、別途連絡する「介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関する規則（参考例）（平成21年3月30日老健局総務課介護保険指導室事務連絡）」について留意の上、事務の取扱に遺漏なきよう御配慮願いたい。

なお、各都道府県におかれては、管内市町村に周知徹底を図られるよう御配慮願いたい。

1 届出業務に当たっての留意点

(1) 届出業務の内容

- ① 届出事項の確認
 - ア 記載事項の正誤の有無
 - イ 内容漏れの確認
- ② 事業者（法人）番号の付与等

(2) 留意点

- ① 届出を受理する際には、その内容が正しいかどうか、届出内容の漏れ等の確認を行い、必要に応じて訂正、追加等を行うよう助言されたい。
- ② 届出内容を確認する際には、介護サービス事業者（以下「事業者」という。）の事業展開地域を確認し、業務管理体制データ管理システム（仮称）（以下「システム」という。）と突合の上、所管行政機関を確認されたい。確認により届出先が誤っている場合は、届け出すべき行政機関を助言されたい。

また、事業者の指定事業所又は許可を受けている施設の数（以下「事業所等数」という。）により整備すべき業務管理体制が異なることから、併せて、事業所等数

も確認願いたい。

- ③ 届出を受理した際には、システムにより一事業者毎に事業者（法人）番号を付与されたい。あわせて事業者にも情報提供されたい。
- ④ 事業者に対しては、事業所指定申請や廃止に伴う届出を提出する際に、事業所数又は事業展開地域の変更により届出内容又は届出先区分の変更が生じた場合は、変更届又は区分変更届を関係行政機関へ届け出ることとなる旨、併せて助言されたい。

2 事業者届出情報のデータ入力及び管理等

(1) 届出情報のデータ入力

- ・事業者（法人）番号
- ・届出（変更）年月日
- ・法令遵守責任者名
- ・業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
- ・業務執行の状況の監査の方法の概要 等

事業者からの届出情報をシステム管理するためのデータの入力、必要に応じての関係行政機関への情報提供等については、以下に留意の上事務処理に当たられたい。

なお、この場合の情報提供については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき認められているものであることを念のため申し添える。

(2) 事業者届出情報のデータ管理

事業者届出情報については、システムにより管理を行うこととしている。

ただし、システム稼働までの間（暫定期間）は、届出管理表（別紙）に必要なデータを入力等を行い管理すること。

この届出管理表については、今後速やかに送付予定であるので御承知置き願いたい。

なお、システム運用開始に当たっては、届出管理表のデータをシステムに移管し、活用する予定である。

(3) 改正法施行までの留意点

届出管理表については、各都道府県に12月1日時点で確認を願った指定事業所等のデータをもとにしているため、当該日以降、法施行までの間に事業所の指定申請等の届出に伴うデータを逐次入力し、直近データに修正願いたい。

3 関係行政機関との情報提供

届出管理表の事業者データの誤り、事業所等の変更に伴い、所管行政機関を変更する必要がある場合は、変更後の所管行政機関及び厚生労働省総務課介護保険指導室に、事業者情報を提供願いたい。なお、その際には、届出管理表の該当箇所を送付願いたい。

届出管理表

(Excel様式)

項番	開設(申請)者			代表者		業務管理体制の整備に関する届出事項					住所							
						事業者(法人)番号	届出(変更)年月日	法令遵守責任者名	(注1)	(注2)								
	法人名	法人種別	住所	氏名	職名						項番	事業所番号	事業所名称	サービス種類	所在地住所			

(注1)業務が法令に適合することを確保するための規程の概要

(注2)業務執行の状況の監査の方法の概要

1、届出管理表にデータ入力する際の留意点

- (1) 届出管理表は、「介護サービス事業者のデータの確認について（依頼）（平成21年1月30日）介護保険指導室事務連絡）」にて確認依頼したデータをもとに、業務管理体制の整備に関する届出事項を加えたものである。（届出管理表（例）参照）
- (2) 事業者から届出を受理した際には、業務管理体制の整備に関する届出事項に入力すること。また他事項の内容を確認し、適宜追加、上書き（変更）すること。
- (3) 届出（変更）年月日欄は、業務管理体制の整備に関する届出を受理した年月日を入力すること。
- (4) 「業務が法令に適合することを確保するための規程の概要」及び「業務執行の状況の監査の方法の概要」欄は、該当する事業者からそれぞれ届出を受理した場合にチェック印を入力すること。
その際、該当しない欄に誤って入力しないよう注意すること。
- (5) 追加（訂正）事項があった場合には、該当事項を上書きすること。
なお、法令遵守責任者の変更届出以外は、当該届出（変更）受理日を上書きする必要がないこと。
- (6) 事業者（法人）番号の付番に当たっては、次の「事業者毎の固有番号（事業者（法人）番号）の設定について」に基づき行うこと。

これらの列が「介護サービス事業者のデータの確認について(依頼)(平成21年1月30日)介護保険指導室事務連絡」にて確認依頼したデータをもとに、追加したもの。

届出管理表(例)

項番	開設(申請)者			代表者		事業管理番号										住所																		
	法人名	法人種別	住所	氏名	職名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
1	株式会社〇〇	05:営利法人	東京都千代田区麹町1-2-2	千葉 太郎	代表取締役社長	A	1	3	0	0	0	0	2	4	7	3	0	1	3	2	0	1	平成21年5月1日	千葉 太郎	〒	〒	1	1374528978	ケアプランセンター〇〇	居宅介護支援	東京都千代田区麹町1-2-2			
																										2	1374528987	〇〇訪問介護サービス	訪問介護サービス	東京都千代田区麹町1-2-2				
																										3	1374328996	〇〇訪問介護サービス	訪問介護サービス	東京都港区新橋1-1-1				
																										4	1374529005	〇〇訪問介護サービス	訪問介護サービス	東京都千代田区神田1-1-1				
																										150	××訪問介護サービス	訪問介護サービス	東京都八王子市.....				
2	〇〇〇株式会社	05:営利法人	東京都中央区築地〇〇	埼玉 一郎	代表取締役社長	A	1	3	0	0	0	1	5	8	3	0	0	1	3	2	0	1	平成21年5月1日	鍛屋 次郎	〒		1	1370234158	〇〇事業所	訪問介護サービス	東京都中央区築地〇〇			
																										2	1370234169	〇〇事業所	通所介護サービス	東京都文京区春日〇〇				
																										3	1370234170	〇〇事業所	居宅介護支援	東京都品川区品川〇〇				
																										30	〇〇事業所	訪問介護サービス	東京都世田谷区...				
3	社会福祉法人△△会	01:社会福祉法人(社団以外)	東京都豊島区池袋△△	神楽川 花子	理事長	A	1	3	0	0	0	2	7	3	5	6	0	1	3	2	0	1	平成21年5月1日	横浜 一郎			1	1370120316	特別養護老人ホーム△△苑	介護老人福祉施設	東京都豊島区池袋△△			
																										2	1370120327	居宅介護支援事業所△△	居宅介護支援	東京都豊島区池袋△△				
																										3	1370120338	小規模多機能サービス△△	小規模多機能	東京都豊島区池袋△△				
																										15	特別養護老人ホーム...荘	介護老人福祉施設	東京都府中市.....				

(注1)業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
(注2)業務執行の状況の監査の方法の概要

2、事業者毎の固有番号（事業者（法人）番号）の設定について

(1) 効率的に事業者管理が可能となるよう、次の付番の考え方にに基づき事業者（法人）番号を付番していくこと。

事業者（法人）番号は、桁数を17桁とし、①システム管理等の観点から、事業者毎に固有の番号を付与する事業者基本番号と、②現在の所管行政機関及び事業者本部（本社）所在地を示す現在所管番号からなる。

(2) 付番の考え方

①事業者基本番号（1桁から11桁）

- 個々の事業者に割り振る固有番号（全国で1事業者毎に1番号を付番）
- 所管が変わっても不変

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
識別子	付番行政番号					事業者固有番号				検証番号

②現在所管番号（12桁から17桁）

- 現在の所管行政機関及び事業者本部（本社）所在地を示す番号
- 所管が変われば変更

12	13	14	15	16	17
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
所管番号	都道府県番号		市区町村番号		
全国地方公共団体コード					

③桁毎の意味

ア、事業者基本番号

(ア) 第1桁：識別子

○「A」固定。（半角大文字）

- ・Excel等で加工した際、先頭「0」が削除されることを防ぐため（ゼロサプレス）
- ・Excel等で加工した際、指数表示や丸め表示を防ぐため

(イ) 第2～6桁：付番行政番号（付番者）

- ・事業者（法人）番号を付番した行政機関を示す。
- ・所管行政機関を表すものではない。

(a) 第2～3桁

- 00 厚生労働省（地方厚生局含む）
- 01から47までの連番号 01（北海道）～47（沖縄県）

(b) 第4～6桁

- | | |
|----------------|-----------------------|
| ○000 | 都道府県 |
| ○001 | 厚生労働本省 |
| ○002～008までの連番号 | 地方厚生局001（北海道）～007（九州） |
| ○100～199 | 指定都市及び特別区 |
| ○201～299 | 市（指定都市を除く） |
| ○301～799 | 町村 |

・指定都市及び特別区・市町村は、全国地方公共団体コードを使用する。

(ウ) 第7～10桁：事業者固有番号

- 任意に設定 0001から9999

(エ) 第11桁：検証番号

- モジュラス10ウエイト2・1一括方式
【計算式】別紙計算例参照

イ、現在所管番号

(ア) 第12桁：所管番号

- | | |
|-------------|--|
| ○0 | 都道府県 |
| ○1 | 厚生労働本省 |
| ○2から8までの連番号 | 地方厚生局 2（北海道）～8（九州） |
| ○9 | 地域密着型サービス事業又は地域密着型介護予防サービス事業のみを行う介護サービス事業者であって当該指定に係る全ての事業所が一の市町村の区域に所在する事業者の場合（市町村所管） |

・所管の区分を示す。所管が変わる都度変更する。

(イ) 第13桁～第14桁：都道府県番号

- 01から47までの連番号 01（北海道）～47（沖縄県）

(ウ) 第15桁～第17桁：市町村番号

- | | |
|-------------|---------|
| ○指定都市及び特別区 | 100～199 |
| ○市（指定都市を除く） | 201～299 |
| ○町村 | 301～799 |

・都道府県番号（第13～14桁）及び市町村番号（第15～17桁）は、全国地方公共団体コードを使用し、事業者の本部（本社）が所在する都道府県及び市町村の番号とする。

・国所管事業者であっても、第13～14桁、第15～17桁に記入することにより、当該事業者の本部（本社）所在地が把握可能になる。

【検証番号の計算例】厚生労働本省所管事業者で本社が東京都千代田区に所在する事業者の場合

桁	{事業者基本番号}										{現在所管番号}						
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
事業者(法人)番号	A	0	0	0	0	1	0	0	0	1	6	1	1	3	1	0	1
ウエイト		2	1	2	1	2	1	2	1	2							

第2～10桁までの数(000010001)に下記計算式により計算し、第11桁(検証番号)を付与。

【計算式】

- ①データの末尾の桁から、ウエイトを2・1・2・1～とかけて総和を求める。
- ②総和を”10”で割り、その余りを求める。
総和が9以下の場合は、余りはその数とする。
- ③”10”より余りを引いた値が検証番号になる。
※余りが「0」の場合は、検証番号は「0」

$$\begin{aligned} & \textcircled{1} (1 \times 2) + (0 \times 1) + (0 \times 2) + (0 \times 1) + (1 \times 2) + (0 \times 1) \\ & \quad + (0 \times 2) + (0 \times 1) + (0 \times 2) \\ & \quad = 2 + 0 + 0 + 0 + 2 + 0 + 0 + 0 + 0 = 4 \\ & \textcircled{2} 4 \div 10 = \text{余り} 4 \\ & \textcircled{3} 10 - 4 = 6 = \text{検証番号} \end{aligned}$$

【例】当初東京都下のみに事業所が所在したが、事業拡大により管轄行政機関が厚生労働本省に変更された場合(本社(本部)所在地は変わらず)

事業者基本番号										
識別子	付番行政番号			事業者固有番号	検証番号					
A	1	3	0	0	0	0	0	0	1	3

現在所管番号					
所管番号	都道府県番号	市町村番号			
0	1	3	1	0	1

↓

事業者基本番号										
識別子	付番行政番号			事業者固有番号	検証番号					
A	1	3	0	0	0	0	0	0	1	3

現在所管番号					
所管番号	都道府県番号	市町村番号			
1	1	3	1	0	1

事業者(法人)番号の検証番号の計算式

開設(申請)者			代表者		業務管理体制の整備に関する届出事項																								
氏名 (漢字)	法人種別	住所 (漢字)	氏名 (漢字)	職名	事業者(法人)番号											現在所管番号													
					事業者基本番号											現在所管番号													
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17								
識別子	付番行政番号				事業者固有番号				検証番号	所管番号	都道府県番号		市町村番号																
1	A	4	7	0	0	0	0	0	0	0	1	3													
2					A	4	0	1	3	0	0	0	0	5	7														
3					A	1	3	0	0	0	0	3	1	5	8														
4					A	1	4	1	0	0	0	1	6	3	8														
5					A	3	4	0	0	0	0	1	9	7	5														
6					A	2	3	0	0	0	0	0	4	1	7														

(1行目の場合)

$$=IF(MOD((SUM(N1,L1,J1,H1)*2+SUM(M1,K1,I1)),10)=0,0,10-MOD((SUM(N1,L1,J1,H1)*2+SUM(M1,K1,I1)),10))$$



事務連絡
平成21年3月30日

都道府県
各指定都市 介護保険担当部（局）御中
中核市

厚生労働省老健局総務課介護保険指導室

介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関する規則（参考例）の送付について

介護保険法に基づく介護サービス事業者が整備する業務管理体制については、当該届出先である厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長（特別区長を含む。）に届け出ることとされたところである。

については、各都道府県、市町村が当該業務を処理するにあたって規則等を制定する必要があることから、規則の参考例をお示しするので活用されたい。

また、規則の参考例は、その規定振りの一つの例を示したものであり、文言や様式を拘束する趣旨のものではないが、今般新たに国も届出業務を行うことになったことに鑑み、この参考例に示した様式を用いることとしているので、十分御配慮の上取り扱われるようお願いしたい。

なお、各都道府県におかれては、管内市町村へ情報提供いただくよう御配慮願いたい。

介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関する規則（参考例）

（趣旨）

第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関し必要な事項を定める。

（業務管理体制の届出）

第2条 法第115条の32第2項の規定による届出は、施行規則第140条の40第1項に掲げる事項について第1号様式により行うものとする。

（届出事項の変更の届出）

第3条 法第115条の32第3項の規定による届出事項の変更の届出は、施行規則第

140条の40第2項に基づき、第2号様式より行うものとする。

(区分の変更の届出)

第4条 法第115条の32第4項の規定による区分の変更の届出は、施行規則第140条の40第3項に基づき、第1号様式により行うものとする。

(関係機関への情報提供)

第5条 知事は、第2条から前条までの規定による届出に関し、国、市町村に対して、情報を提供することができる。

(実施細目)

第6条 この規則に定めるもののほか、介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この規則は、平成21年5月1日から施行する。

第1号様式（第2条・第4条関係）

受付番号

介護保険法第115条の32第2項(整備)又は第4項
(区分の変更)に基づく業務管理体制に係る届出書

平成 年 月 日

行政機関の長 殿

事業者 名 称
代表者氏名

印

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者（法人）番号

事業者（法人）番号											
1	届出の内容										
	(1)法第115条の32第2項関係（整備）										
(2)法第115条の32第4項関係（区分の変更）											
2	フリガナ名 称										
	住所 (主たる事務所の所在地)										
	(郵便番号 -) 都道 郡 市 府県 区 (ビルの名称等)										
	連絡先										
	電話番号 FAX番号 										
	法人の種別										
業 者	代表者の職名・氏名・生年月日										
	職名 フリガナ氏名 生年月日 年 月 日										
代表者の住所											
(郵便番号 -) 都道 郡 市 府県 区 (ビルの名称等)											
3	事業所名称等及び所在地										
	事業所名称 指定(許可)年月日 介護保険事業所番号(医療機関等コード) 所在地										
4	介護保険法施行規則第140条の40第1項第2号から第4号に基づく届出事項										
	第2号 法令遵守責任者の氏名(フリガナ) 生年月日										
	第3号 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要										
第4号 業務執行の状況の監査の方法の概要											
5	区分変更前行政機関名称、担当部(局)課										
	事業者（法人）番号										
	区分変更の理由										
	区分変更後行政機関名称、担当部(局)課										
区分変更日 年 月 日											

(日本工業規格A列4番)

記入要領

1 共通事項

- (1) 新規に業務管理体制を整備した事業者及び業務管理体制を届け出た後、事業所又は施設（以下「事業所等」という。）の指定や廃止等に伴い、事業展開地域の変更により、届出先区分の変更が生じた事業者は、この様式を用いて関係行政機関に届け出ること。
- (2) 受付番号及び事業者（法人）番号には記入しないこと。
- (3) 事業者の名称、住所、法人の種別、代表者の職名、代表者の住所等は、登記内容等と一致すること。
- (4) 「1 届出の内容」
 - ① 新規に業務管理体制を整備し届け出る場合は、(1)法第 115 条の 32 第 2 項関係の（整備）に○を付けること。
 - ② 届出先区分の変更が生じた場合、(2)法第 115 条の 32 第 4 項関係の（区分の変更）に○を付けること。
 なお、届出先区分の変更が生じた事業者は、区分変更前と区分変更後の行政機関にそれぞれ届け出ること。

事業所等の展開に応じた届出先行政機関

届出先区分	届出先
事業所等が二以上の都道府県に所在する事業者	
（事業所等が三以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者）	厚生労働省老健局
（上記以外の事業者）	主たる事業展開地域を管轄する地方厚生局
地域密着型サービス（予防含む）のみを行う事業者で、事業所が同一市町村内に所在する事業者	市町村
上記以外の事業者	都道府県

2 新規に業務管理体制を整備した事業者【法第 115 条の 32 第 2 項（整備）関係】

- (1) 「2 事業者」の「法人の種別」には、届出者が法人である場合に、営利法人、社会福祉法人、医療法人、社団法人、特定非営利活動法人等の区別を記入すること。
- (2) 「3 事業所名称等及び所在地」については、みなし事業所を除いた事業所等を記入し、「事業所名称」欄に事業所等の合計の数を記入すること。
 書ききれない場合は、記入を省略し別添資料として添付して差し支えないこと。（既存資料の写し及び両面印刷可）
- (3) 「4 介護保険法施行規則第 140 条の 40 第 1 項第 2 号から第 4 号に基づく届出事項」
 - ① 事業所等数に応じ整備する業務管理体制について、該当する全ての番号に○を付けること。
 - ② 第 2 号については、その氏名（フリガナ）及び生年月日を記入すること。
 - ③ 第 3 号及び第 4 号を届け出る場合は、別添資料の添付により行うこと。
 （既存資料の写し及び両面印刷可）

第 2 号 法令遵守責任者の氏名及び生年月日
 第 3 号 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要

第4号 業務執行の状況の監査の方法の概要

事業所等数に応じて整備する業務管理体制

	事業所等数		
	20未満	20以上100未満	100以上
第2号	○	○	○
第3号	×	○	○
第4号	×	×	○

(4)「5 区分変更」は、区分変更のあった場合に記入するため、新規に業務管理体制を整備した事業者は、記入する必要はないこと。

3 業務管理体制を届け出た後、事業所等の指定や廃止等に伴い、事業展開地域の変更により、届出先区分の変更が生じた事業者【法第115条の32第4項(区分の変更)関係】

(1) 事業所等の指定や廃止等により、届出先区分に変更があった事業者は、区分変更前及び区分変更後の行政機関にそれぞれ届け出ること。

(2) 区分変更前行政機関への届出

「1 届出の内容」の「(2)法第115条の32第4項関係」の他「5 区分変更」に記入すること。

(3) 区分変更後行政機関への届出

「1 届出の内容」「2 事業者」「3 事業所名称等及び所在地」「4 介護保険法施行規則第140条の40第1項第2項から第4号に基づく届出事項」「5 区分変更」について、上記記入要領に基づいて記入すること。

なお、届出先区分の変更に併せて、整備する業務管理体制の内容が変更された場合も、この様式を用いて届け出ること。

(4)「5 区分変更」欄

①「事業者(法人)番号」には、区分変更前行政機関が付番した番号を記入すること。

②「区分変更の理由」には、その理由を具体的に記入すること。

書ききれない場合は、記入を省略し別添資料として添付して差し支えないこと。(既存資料の写し及び両面印刷可)

③「区分変更日」は、事業所等の新規指定・廃止等により区分が変更された日を記入すること。

第2号様式(第3条関係)

受付番号

介護保険法第115条の32第3項に基づく
業務管理体制に係る届出書(届出事項の変更)

平成 年 月 日

行政機関の長 殿

事業者 名 称
代表者氏名

印

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者(法人)番号

変更があった事項

- | | |
|-----------------------------|-----------------------|
| 1、法人の種別、名称(フリガナ) | 2、主たる事務所の所在地、電話、FAX番号 |
| 3、代表者氏名(フリガナ)、生年月日 | 4、代表者の住所、職名 |
| 5、事業所名称等及び所在地 | |
| 6、法令遵守責任者の氏名(フリガナ)及び生年月日 | |
| 7、業務が法令に適合することを確保するための規程の概要 | |
| 8、業務執行の状況の監査の方法の概要 | |

変更の内容

(変更前)

(変更後)

(日本工業規格A列4番)

記入要領

- 1 受付番号には記入しないこと。
- 2 事業者の名称、住所、法人の種別、代表者の職名、代表者の住所等は、登記内容等と一致すること。
- 3 「変更があった事項」の該当項目番号に○を付け、「変更の内容」に具体的に記入すること。

なお、書ききれない場合は、記入を省略し別添資料として添付して差し支えないこと。(既存資料の写し及び両面印刷可)

- 4 「5 事業所名称等及び所在地」については、みなし事業所を除いた事業所等の指定や廃止等により事業所等の数に変更が生じ、整備する業務管理体制が変更された場合にのみ届け出ること。

この場合、変更前欄と変更後欄のそれぞれに、指定等事業所等の合計の数を記入し、変更後欄に追加又は廃止等事業所等の名称、指定(許可)年月日、介護保険事業所番号(医療機関等コード)、所在地を記入すること。

書ききれない場合は、記入を省略し別添資料として添付して差し支えないこと。

(既存資料の写し及び両面印刷可)

- 5 「7 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要」及び「8 業務執行の状況の監査の方法の概要」については、事業者の業務管理体制の変更を行う場合(組織の変更、規程の追加等)に届け出ること。規程の字句の修正等体制に影響を及ぼさない軽微な変更は、届出を要しないこと。

なお、事業所等の数の変更により、「7」または「8」を追加等する場合は、該当項目番号に○を付け、追加の場合には、別添資料の添付により届け出ること。

(既存資料の写し及び両面印刷可)